平成15・16年度 工事入札参加資格審査申請の受付

平成15・16年度工事の競争入札参加資格審査の申請を受け付けます（表参照）。

市と契約を希望する方は、期間内に申請してください。

なお、混雑緩和のため、受付は平成13・14年度の受付番号により受付日を指定していますので、指定された日に申請するようご協力ください。

◆受付　1月23日㈭～31日㈮　午前9時～午後4時（午前11時30分～午後1時は除く）、市役所第二庁舎4階会議室で。

◆申請用紙販売　1月31日㈮まで（土・日曜日を除く）、市役所地下1階売店で。価格は400円。

⇨管財課契約係☎内線2261～2263

工事受付指定日

受付月日	平成13・14年度受付番号
1/23(木)	10001～10220　・新規
1/24(金)	10221～10440　・新規
1/27(月)	10441～10660　・新規
1/28(火)	10661～10880　・新規
1/29(水)	10881～11100　・新規
1/30(木)	11101～11320
1/31(金)	11321～

みんなで一緒に ちょこっとサイズの 確かな安心
ちょこっと共済（交通災害共済）の募集

東京都の全市町村が共同で運営する「ちょこっと共済」は、住民のみなさんが会費を出し合い、交通事故にあった時、見舞金を受けられる助け合いの制度です。現在加入している方は3月31日で満了となりますが、更新の通知はしませんのでご注意ください。

継続加入および新たに加入を希望する方は、申込受付開始前後に各家庭に配布される申込書で加入手続きを行ってください。

◆加入できる方　①市内に住民登録・外国人登録のある方、②①の会員と生計を同じくし、就学のため市外へ転出している方。

◆会費　選べる2コース制＝①Aコース（年額1千円で最高300万円の見舞金）、②Bコース（年額500円で最高150万円の見舞金）

◆共済期間　4月1日～平成16年3月31日

◆見舞金　下表のとおり

▼2月3日㈪から、「加入申込書」に会費を添えて、市役所1階みずほ銀行派出所、各市政窓口および市内の各金融機関で申し込む。

⇩都市交通課☎内線2883・2884・交通災害共済ホームページ http://www.ctv-tokyo.or.jp

交通災害共済見舞金

等級	見舞金額 Aコース(1,000円)	見舞金額 Bコース(500円)
1等級	300万円	150万円
2等級	200万円	100万円
3等級	45万円	30万円
4等級	30万円	20万円
5等級	22万円	15万円
6等級	15万円	10万円
7等級	12万円	8万円
8等級	8万円	5万円
9等級	5万円	3万円
10等級	3万円	2万円

※交通遺児年金　会員が死亡事故にあったとき生計を同じくしている遺児がある場合、中学終了年限に達するまで遺児1人につき年9万円の遺児年金が支給されます。

消費者相談窓口から ⑰⑨

消費者相談窓口 ☎47-9042

「悪質な貸金業者に注意して」

＜相談＞

郵便ポストに「10万円まで即融資・電話だけでOK・090―○○○○―○○○○」と書かれたチラシがたくさん入ってきます。これが「ヤミ金融」と呼ばれているものでしょうか。

＜アドバイス＞

「ヤミ金融」とは都道府県知事への登録を行っていない、または法を無視した貸付・取立を行う貸金業者のことです。借り易さを強調して勧誘しますが、出資法の年29.2%を超える金利・返済期間が短期で、脅迫めいた取り立てをするようです。一度借りると厳しい取り立てにあい、再びほかの業者から借金を繰り返して自己破産する人もいます。

◆借金する時の業者のチェックポイント

①業者名・登録番号・住所・電話番号（固定の電話番号）、営業所内に「貸金業者登録票」および「貸金条件表」の掲示（義務づけられています）があること。

②利息計算・返済方法・手数料等をきちんと説明できる。

③金利・返済期間等貸付条件を必ず確かめ、契約書（借用書）をもらうこと。

◆借入金を返す時のポイント

①返済のたびに領収書を受け取り保管する。

②すべての返済が終わったら借用証書そのほか書類は返してもらう。

もし「ヤミ金融」から厳しい取り立てにあったら、次の相談機関に連絡しましょう。

【弁護士会予約専用】

◇四谷法律相談センター
☎03―5214―5152

◇神田法律相談センター
☎03―5289―8850

◇八王子法律相談センター
☎0426―45―4540

【司法書士会】

◇東京司法書士会
☎03―3353―9191

◇東京司法書士会三多摩支会
☎042―527―1919

（三鷹市消費者活動センター相談員）

市税だより

■私道の非課税扱いの申告を ＝固定資産税・都市計画税＝

平成15年1月1日現在で、次の条件を満たす私道は申告によって、固定資産税・都市計画税が非課税扱いとなります。

①幅員が1.8メートル以上であること、②使用上の制約を設けず、不特定多数の方が利用していること、③起点・終点が公道に接続していること、またはそれに準ずるもの。なお、行き止まりの私道であっても2戸以上の家屋が立ち並んでおり、不特定多数の方の通行の用に供されている場合は対象となります。④原則として私道部分が分筆されているもの。ただし、分筆されていないものについては、求積図などによって私道部分が特定されているもの。なお、求積図は原則として資格を有する者によって測量されたものとしますが、地積が狭小で測量が容易である土地については、資格を有しない者によって作成された求積図でも差しつかえありません。

これらに該当する私道を所有する方が、平成15年度以降非課税扱いを受けたい場合は、1月31日㈮までに資産税課へ申告してください。申告の方法についてはお問い合わせを。

なお、すでに非課税扱いを受けている私道については、申告の必要はありません。

⇩資産税課☎内線2366

■固定資産税・都市計画税の減免

物納そのほか特別な事情がある場合、納期限7日前までに所定の書面により申請すると減免を受けることができます。減免の対象は次のとおりです（事由が生じた後に納期限がくるものが対象）。

①相続税のため物納された固定資産、②震災、風水害、火災などにより被害を受けた固定資産、③国や市などが無償で借り受けまたは譲渡を受けた固定資産など。

なお、減免事由が消滅した場合は、直ちに申告してください。

⇩資産税課☎内線2363

■お早めに償却資産の申告を

三鷹市内に事業用資産（会社、工場、商店などで使用する構築物・機械・備品など）をお持ちの方は、毎年1月中に償却資産の申告をすることになっていますので、お早めに申告をお願いします。

申告用紙はすでに送付しましたが、必要な場合はご連絡ください。提出先は資産税課（市役所2階㉘番窓口）です。

⇩資産税課☎内線2362・2363

会社設立をめざしませんか

三立SOHOセンター入居事業者を募集

「三鷹市三立SOHOセンター」は、「三鷹産業プラザ」の連携施設として位置づけられ、創業間もない、またはこれから創業しようとする方々を支援することを目的として三鷹市が設置し、㈱まちづくり三鷹が運営するインキュベーション施設です。

今回3室の入居者を募集します。

◆募集期間　1月20日㈪～31日㈮

◆応募資格　創業3年以内の事業者、または1年以内にインターネットなどを活用した事業を起業予定の方

◆募集施設　三鷹市三立SOHOセンター（下連雀8―3―1・鉄筋コンクリート3階建）

◆募集区画・賃料など　別表参照

区画	面積	賃料(月額)	共益費(月額)	合計
2階203	13.2㎡	46,200	7,920	54,120
2階206	9.4㎡	33,840	5,640	39,480
2階213	6.3㎡	22,680	3,780	26,460

※金額に消費税は含まれていません。
※別に保証金として、賃料の3カ月分の預かり金が必要です。

◆入居者負担　電気、電話、コピー代、インターネットなどの料金

※くわしくはhttp://www.mitaka.ne.jp/sohocityへ。

⇩まちづくり三鷹☎40―9669・Eメール:info@mitaka.ne.jp

SOHO・ベンチャーカレッジ受講者募集

シミュレーション実習を通してSOHO・ベンチャー起業準備をしませんか。会社設立の実際と事業計画の作成実習、財務会計とその帳簿類の作成など。

▽4月1日～9月の週1回（全25回）。講師は、「SOHO CITY みたか」入居企業の経営者など。受講料10万円（市内在住・在勤、学生は2割引）。

▼3月28日㈮までに、氏名・住所・電話・メールアドレスを記入し、まちづくり三鷹☎40―9669・FAX40―9750・Eメールcollege@mitaka.ne.jpへ申し込む。定員20人。

※受講後は、実際の起業・会社運営について、まちづくり三鷹が全面的に支援します。

みたかモール出店100店舗突破記念

http://www.mall.mitaka.ne.jp/

「みたかモールフェスタ」開催

地域密着！　インターネットショッピングモール「みたかモール」は、おかげさまで出店店舗が100を超えました。これを記念して、「みたかモールフェスタ」を開催します。

▷2月1日㈯午前10時～午後4時、三鷹産業プラザで。オークションなどのほか、温かい中国茶・日本茶のサービス。ご来場の方にはもれなくプレゼント。さらに抽選で出店店舗からの賞品が当たります。

▶当日、直接会場へ。

⇨まちづくり三鷹☎40―9669

まちづくり三鷹のパソコン教室

会場は三鷹産業プラザ1階インターネットカフェ。くわしくはhttp://www.mitaka.ne.jp/tmoで。

《開講講座一例（有料）》

「Windowsまるごと基礎講座」（全8回）2月4日～3月25日の火曜日午前、「だれか教えて！Windows」（トラブル対処法など）2月13日㈭午前、「はじめようインターネット・Eメール」（全4回）2月7日～28日の金曜日午後、「しっかりワードステップA」（全2回）2月3・10日の月曜日午後、「しっかりエクセルステップA」（全2回）2月7・14日の金曜日午前、「楽しさ広がるデジカメライフ」（全4回）2月8日～3月1日の土曜日午前、「はじめてホームページ作成」（全3回）2月5日～19日の水曜日午後、「役立つWord&Excelシリーズ・ポップなチラシ制作」（全2回）2月5日・12日の水曜日午前、「はじめてパワーポイント」2月8日㈯午後、「ビジネスエクセル」（全3回）2月10日～24日の月曜日夜間、「エンジョイマック！」（全2回）2月8・15日の土曜日午前

▼開催時間、受講料などくわしくはまちづくり三鷹☎40―9669・Eメールmanabu@mitaka.ne.jpへ。